

65 歳以上の雇用保険の適用拡大と各給付金制度

新たに被保険者となる人と手続き

これまで 65 歳以上で新たに入社した場合には、雇用保険の被保険者にはなりませんでしたが、29 年 1 月からは 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、かつ 31 日以上雇用見込がある場合、雇用保険の被保険者となります。

この適用拡大は、28 年 12 月末時点で入社時に既に 65 歳以上であったために、雇用保険の被保険者とならなかった人にも適用されることになっており、該当者は 29 年 3 月 31 日までに資格取得手続きを行う必要があります。

雇用保険料の取扱い

現在、雇用保険料は会社だけでなく、被保険者も負担していますが、毎年 4 月 1 日時点で 64 歳になっている人については、それ以降の保険料が免除されています。この免除制度は 31 年度まで継続することになっており、今回新たに被保険者となる 65 歳以上の人も、31 年度までは免除の対象となります。

65 歳以上も対象となる各給付金

今回の適用拡大により、65 歳以上の人も雇用保険の被保険者となるため、要件を満たすことで退職したときの給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金が支給されます。このうち、退職したときには基本手当が支給されますが、65 歳以上の被保険者が退職した場合には基本手当ではなく一時金である高年齢者求職者給付金が支給されます。

その額は基本手当日額に基づいて決定され、下表のように被保険者であった期間に応じて変わります。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
給付金の額	30 日分	50 日分

この受給要件は、次の 3 つとなっています。

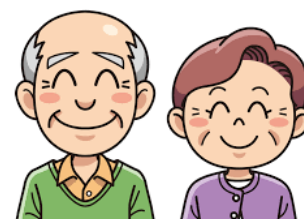
離職していること

積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること

離職前 1 年間()に雇用保険に加入していた期間が通算して 6 ヶ月以上あること

病気やけが等により働けない期間があった場合は、その期間を加えることが可能

なお、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金については、通常の被保険者と同様の給付を受けることができます。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083

愛知県豊橋市下地町横山 45 番地の 1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118